

## 相武台まちづくりセンターにおける飲料自動販売機設置運営事業公募要領

### 1 設置場所

| 施設名              | 台数  | 設置場所 | 貸付面積   | 販売品目          | 最低貸付料<br>(年額) |
|------------------|-----|------|--------|---------------|---------------|
| 相武台まちづくり<br>センター | 1 台 | 屋外   | 1.12 ㎡ | 飲料 (缶・ペットボトル) | 120,000 円     |

※本件は、土地の貸付であるため消費税は非課税です。

(参考) 令和7年9月～令和8年8月売上実績 3,686 本

別図「自動販売機設置場所」のとおり

### 2 貸付期間

自動販売機設置日から5年間

### 3 日程

受付期間 令和8年10月2日(金)～令和8年10月14日(水)

入札書送付期限 令和8年10月20日(火) 必着

入札日 令和8年10月21日(水) 午前10時00分

契約日 契約保証金の納入と同日

(契約保証金納入期限は令和8年10月27日(火)まで)

設置日 令和8年11月7日(土)以降

### 4 入札参加資格

(1) 競争入札参加資格認定がされていること。(詳細は、相模原市ホームページ：

トップページ > 産業・ビジネス > 入札・契約 > (4) 各種様式 > 競争入札参加資格認定申請等 > かながわ電子入札共同システム(外部リンク) > 入札情報サービスシステム > 県央地区 相模原市 > 業者情報 > 資格者名簿(物品) > その他の物品(チェック) をご確認ください。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

(3) 入札日現在、相模原市競争入札参加資格者指名停止等措置要綱(令和8年4月1日施行)に基づく指名停止期間中でないこと。

(4) 引き続き1年以上、飲料自動販売機の設置営業を営んでいること。

(5) 法人税又は所得税の未納がないこと。

(6) 相模原市への納税義務がある場合には、市民税に未納がないこと。

(7) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体、又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属するものでないこと。

### 5 契約上の主な条件

(1) 賃貸借契約の内容

本件賃貸借契約は、地方自治法238条の4第2項第4号の規定に基づく賃貸借契約で

す。

## (2) 賃貸借物件の用途等

賃貸借物件は、「自動販売機設置運営事業」の用途（以下「指定用途」という。）に供さなければなりません。また、自動販売機及び空容器回収箱の設置・運営に伴う工事費用、電気料等の費用は賃借人の負担とします。

## (3) 契約保証金

ア 契約保証金は、契約金額（５年間総額）の１００分の１０以上とします。ただし、次のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の納付を免除することができます。

（ア）賃借人が、契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供をするとき。

（イ）賃借人が、この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、賃貸人が確実と認める金融機関の保証を付したとき。

（ウ）賃借人が、保険会社との間に、市を被保険者とする履行保証保険契約を締結し履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を賃貸人に寄託するとき。なお、保証の額は、契約金額（総額）の１００分の１０以上としなければならない。

（エ）賃借人が、過去２年間に賃貸人又は国若しくは地方公共団体との同種・同規模の契約を２回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

イ 契約保証金は、賃貸人の発行する納入通知書により、「３ 日程」で示した期日までに指定金融機関にて納入するものとします。

ウ 過去２年以内に満了した、市・国又は地方公共団体との同種・同規模の契約実績がある場合には、契約書の写しを提出することで契約保証金を免除することができます。

## (4) 禁止事項

ア 貸付物件は、指定用途以外の用途で使用することはできません。

イ 貸付物件に設置する自動販売機は、酒税法（昭和２８年法律第６号）第２条による酒類又はその類似品を販売することはできません。

## (5) 資料の提出

本件賃貸借に係る自動販売機の売上状況は、年度ごとに相模原市に報告しなければなりません。また、賃貸人が必要があると認めるときは、賃借人に対して、その参考となるべき資料の提出又は報告を求めることができます。この場合、賃借人は必ず賃貸人に協力しなければなりません。

## (6) 貸付物件の引渡し及び返還

貸付物件は、貸付期間の初日に現況有姿の状況で引き渡します。

返還は、引き渡し時点と同じ状態に回復して行わなければなりません。ただし、貸付期間の満了前に、次の貸付期間にも引き続き同じ貸付物件を使用することができると明らかになった場合は、当該貸付物件を原状に回復することなく、引き続き使用することができます。

## (7) 自動販売機及び空容器回収箱の設置については、次のとおりとしてください。

ア 自動販売機及び空容器回収箱が、使用可能な状態で常時設置されていること。

イ 省電力やノンフロン対応など、環境負荷を低減した自動販売機とすること。

ウ 災害発生時に自動販売機の飲料を無償で市民に提供できる機器とし、災害発生時において相模原市が飲料の提供を必要と判断した場合は、その時点で残存する自動販売機内の飲料を無償で提供すること。

なお、災害発生時、電気が供給されない状況であっても使用（対応）可能な機器又は方法を用意すること。

エ 貸付期間の開始後、施設管理者の指示に従い速やかに指定の位置に自動販売機及び空容器回収箱を設置し、設置後はその完了した旨を当該施設管理者に報告すること。

オ 床面及び壁面への直接のボルト止めをしないなど、施設の躯体に負担のかからない方法により、かつ転倒防止などの安全に配慮して、自動販売機及び空容器回収箱等を設置すること。

カ 電気工事等を必要とするときは、施設管理者の指示に従って行い、工事完了後はその旨を直ちに当該施設管理者に報告し、検査を受けること。

キ 自動販売機（電源確保のため工事した電気設備を含む。）は施設管理者の日常管理責任の範囲外とする。

ク 上記エの報告後、施設管理者が確認を行い、施設管理上支障があると認められる場合は、指示に従い速やかに是正すること。

（８）販売品については、次のとおりとしてください。

ア 販売品は缶・ペットボトルの飲料とし、いずれも酒税法（昭和２８年法律第６号）第２条による酒類又はその類似品を除くこと。

イ 販売品の維持管理及び補充は、賃借人の責任において行うこと。

ウ 関係法令を遵守し、賞味期限など販売品の衛生管理対策の徹底を図ること。

（９）販売品補充の搬入及び飲料容器等の回収は、次のとおりとしてください。

ア 販売品補充のための搬入及び飲料容器等の回収頻度、方法、時間帯等については、施設管理者の指示に従うこと。

イ 施設管理者の指示に従い、缶・ペットボトル等を分別回収し、適正に処分すること。

（１０）貸付予定地付近に電源があります。使用して構いません。

（１１）自動販売機には電気の使用量を計る子メーターを設置してください。

（１２）自動販売機のデザインは、次のとおりとしてください。

ア 相模原市マスコットキャラクター「さがみん」を入れたラッピングを施すこと。

イ デザインは、別図「ラッピングイメージ」を例に市と協議した上で決定すること。

ウ ラッピングに係る費用は、全て賃借人の負担とする。

## ６ 入札申込手続

申込にあたっては、本募集要項を熟読し、契約の条件、現地の状況等を確認のうえ、お申込ください。※現地への状況確認の際は、予め南区役所区政策課へご連絡をお願いします。

（１）受付期間

令和８年１０月２日（金）～令和８年１０月１４日（水）（土・日曜日を除く）

午前９時から午後５時まで（正午から午後１時までを除く）

（２）受付場所

相模原市南区相模大野５－３１－１ 南区合同庁舎４階

南区役所区政策課事務室

電話 ０４２－７４９－２１３４（直通）

FAX ０４２－７４９－２１１６

（３）申込方法

受付場所に直接書類を持参してください。

※郵送での受付も可とします。その場合は事前に FAX にて「入札参加申込書」の写しを送付後、南区役所区政策課へ「入札参加申込書」とその他必要書類を一般書留又は簡易書留郵便にて送付してください。

【令和8年10月14日（水）必着】

(4) 必要な書類

- ア 入札参加申込書
- イ 法人登記簿（履歴事項全部証明書）（法人の場合）
- ウ 法人税の納税証明書（法人の場合）
- エ 所得税の納税証明書（個人の場合）
- オ 法人市民税又は個人市民税の納税証明書（相模原市内に本社又は事業所がある法人又は相模原市民の場合）

カ 市・国又は地方公共団体との同種・同規模の契約実績がある場合、契約書の写し（過去2年以内に契約が満了しているもの）2契約分

※納税証明書はそれぞれ未納がないこと。

※各証明書については、いずれも発行後3ヶ月以内のものを提出してください。

※イ～オの書類については全て行政窓口や証明書交付機で発行されたもの（原本）を提出してください。コピー機等による複製されたものは無効です。

※提出書類は返却いたしませんので、ご了承ください。

※必要と判断した場合は上記の他に追加資料を提出していただくことがあります。

7 入札について

(1) 入札及び開札の日時

令和8年10月21日（水）午前10時00分

(2) 入札方法

入札書を一般書留又は簡易書留郵便にて郵送して行います。

(3) 入札時の注意

- ア 「郵便入札の注意事項」をよく読み、指定された方法で入札書を送付してください。
- イ 入札書に記載する入札金額は、1年間の貸付料の金額（税抜き）を記載してください。
- ウ 投函した入札書の差し替え又は撤回は出来ませんので、十分ご注意ください。

8 入札の無効及び失格

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とします。

- (1) 入札参加の資格を有しない者の入札
- (2) 入札書に記名のないもの、金額の記載のないもの又はその他の要件が認知しがたい入札
- (3) 入札に関し、不正行為があったものの入札
- (4) 最低貸付料に達しない貸付料で入札した者の入札
- (5) その他、この公募要領で指定した以外の方法により入札した者の入札

9 落札者の決定

- (1) 落札者は、最低貸付料以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち最高価格の入札を行った者とします。
- (2) 落札者となるべき者が2人以上いるときは、くじによって落札者を決定します。

## 1 0 契約の締結

落札者は、令和8年10月27日（火）までに契約保証金の納入及び市有財産借受申請書を提出していただいた上で、相模原市と市有財産賃貸借契約を締結していただきます。

契約書（案）は別紙のとおりです。なお、契約は年額で行います。

また、契約に要する費用は、賃借人（落札者）の負担となります。なお、期限までに契約を締結しない場合、落札は無効となります。

## 1 1 貸付料

貸付料は、賃貸人が発行する納入通知書により、年度ごとに指定する期日までに納入してください。

## 1 2 自動販売機に係る電気料

自動販売機に係る電気料については、賃貸人が発行する納入通知書により指定する期日までに納入してください。

## 1 3 入札結果の公表

入札結果については、その内容（落札金額）を相模原市ホームページにて公表します。

## 1 4 お問い合わせ

〒252-0377 相模原市南区相模大野5-31-1 南区合同庁舎4階

相模原市南区役所区政策課

電話 : 042-749-2134（直通）

FAX : 042-749-2116

e-mail : [m-kuseisaku@city.sagamihara.kanagawa.jp](mailto:m-kuseisaku@city.sagamihara.kanagawa.jp)